

社会福祉法人大洲育成園緊急連絡網運用規定

(目的)

第1条 社会福祉法人大洲育成園緊急連絡網運用規定（以下、「本規定」という。）は、緊急連絡網の運用について必要な事項を定め、社会福祉法人大洲育成園（以下、「法人」という。）の利用者・職員の人命の保護と安全の確保、法人における業務推進のための情報収集等を円滑に行うことを目的とする。

(緊急時)

第2条 本規定が対象とする緊急時とは、「自然災害（地震、風水害、火災、異常気象、伝染病等）、行政機関が緊急避難に値するとした事故（原子力事故等）、社会インフラの機能停止（大規模停電、通信障害等）、対法人への犯罪行為（予告脅迫、破壊行為、不審者の侵入等）、利用者の所在不明時等」（以下、「災害等」という。）の発生時および発生する恐れが生じた時とする。

(適用範囲)

第3条 本規定は、法人の職員すべての者に適用する。

(管理者の選任)

第4条 施設長は、平時より災害発生時における緊急連絡網の配信のための管理者を複数選任し、緊急時に備えるものとする。

(管理者の責務)

第5条 管理者は、緊急時において、施設長の指示の下、自らの安全を確保しつつ、当法人のすべての利用者と職員の生命と安全のために業務を継続するよう努める。

2 管理者は、その職務上知り得た情報について、漏洩してはならない。

(運用目的)

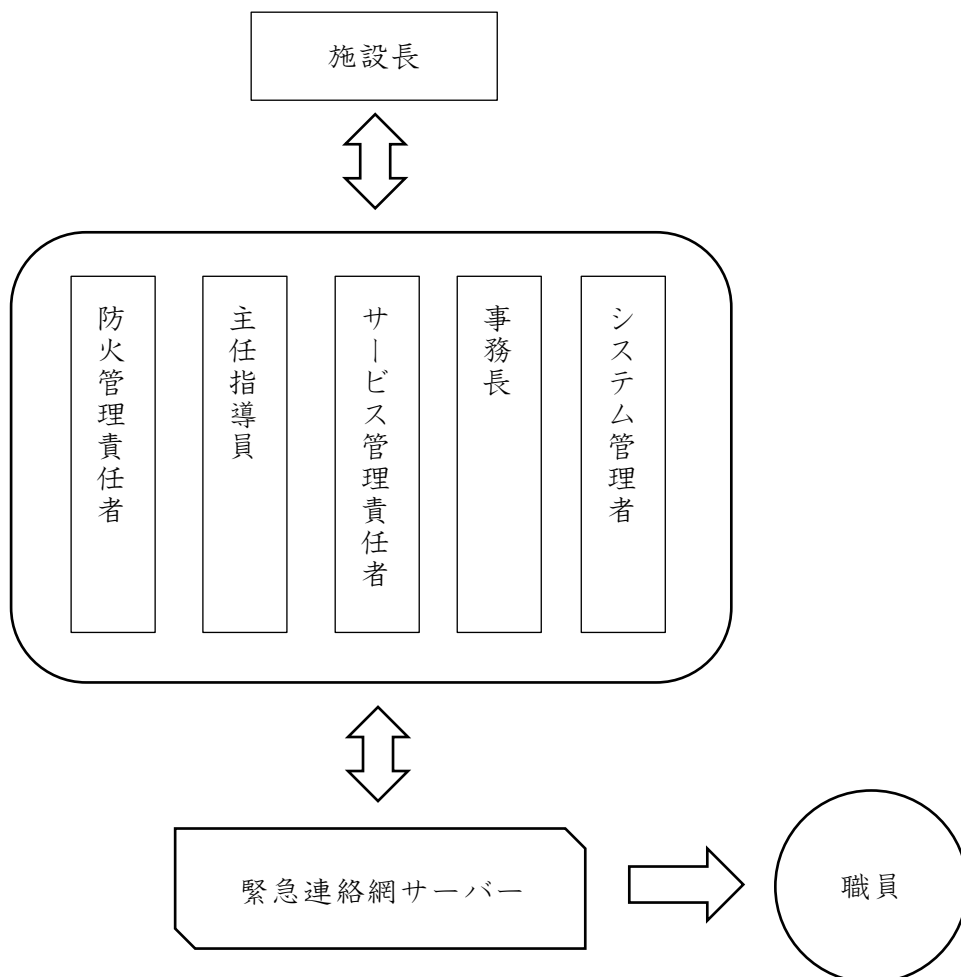
第6条 緊急連絡網の運用目的は、以下のとおりとする。

- (1) 緊急時における当法人の職員等への連絡
- (2) 災害等に関する当法人の利用者、職員等の安否確認
- (3) 当法人の利用者、職員の安全に関わる連絡・情報収集

(4) その他、施設長が認めた運用目的・内容

(構成)

第7条 緊急連絡網の構成は、以下のとおりとする。



(見直し)

第8条 施設長は、運用の実際に鑑み、随時、本運用規定の見直しを行う。

本運用規定は、平成28年 9月 1日から実施する。